

# 葛卷町農業委員会 第1回総会議事録

1 日 時 令和6年8月20日(火) 午前10時30分から午前11時08分

2 会 場 葛巻町役場 まき×まきホール

3 会議に付した議案

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 葛巻町農業委員会会長の互選について

日程第3 葛巻町農業委員会会長職務代理者の互選について

日程第4 議席の指定及び担当区域の決定について

日程第5 議事録署名委員の指名について

日程第6 会期の決定について

日程第7 農政小委員長及び農政小委員長代理の互選について

日程第8 議案第1号 葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

なし

6 議事録署名委員

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

7 書記（農業委員会事務局）

大久保 栄作（事務局長） 和 野 美 歌（事務局長補佐）

## 事務局長

ただ今から、葛巻町農業委員会第1回総会を開会します。今回の総会は任期満了による新たな委員の任命後、最初に行われる総会で、農業委員会等に関する法律第27条第1項のただし書きの規定に基づき、町長の招集によって開催されるものでございます。先ほど複合庁舎くずま〜の4C会議室におきまして鈴木町長から辞令の交付、並びに第1回総会の招集にあたってのご挨拶を頂戴いたしましたので、ここでは省略させていただきます。

それでは臨時議長が決まるまでの間、暫時進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、新会長が決定するまでの臨時議長を選出したいと思っております。地方自治体法第107条の地方公共団体の議長を選挙する場合の規定を準用し、出席委員の中の最年長者にお願いしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 事務局長

異議なしの声を頂戴いたしました。それでは、本日の出席委員の中の最年長は明石委員でございますので、明石委員に臨時議長をお願いいたします。それでは議長席にご移動願います。

(臨時議長席へ移動)

## 臨時議長

ただ今、臨時議長にご指名いただきました明石でございます。会長が決まるまでの間、暫時議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をお願いいたします。それでは座らせていただきます。

委員の皆様はお互いにご存じとは思いますが、任期満了による任命後最初の総会ですので自己紹介を行いたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 臨時議長

異議なしと認め、ただ今の着席順に地区名、お名前、委員在職年数等自己紹介をお願いいたします。

## 門場委員

門場政一です。北部地区でございます。年数につきましては今回で4期目です。今まで深澤会長と一緒に代理としてやってきました。これから3年間よろしく願います。

## 星野委員

星野です。よろしく願います。農業委員は4期目になりました。

## 久保委員

江刈地区の久保です。4期目になります。よろしく願います。

## 藤森委員

浦子内地区の藤森康隆です。家は酪農をやっています。3期目になります。よろしく願います。

## 外平委員

冬部地区の外平です。2期目になります。よろしく願います。

## 明石委員

田代地区の明石です。よろしくお願いします。

## 戸花委員

初めて農業委員を仰せつかりました。戸花豪紀です。酪農やっております。よろしくご指導のほどお願いします。

## 山本委員

山本一英と申します。西部地区、元木です。よろしくお願いします。

## 折元委員

折元です。よろしくお願いします。前任の川崎さんの後ということですが、何もわかりませんので色々教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

## 臨時議長

ありがとうございました。次に事務局職員の自己紹介をお願いします。

## 事務局長

それでは事務局職員の自己紹介ということで、事務局長の大久保でございます。農林環境エネルギー課と兼務しております。1年目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 局長補佐

和野と申します。3年目になりました。皆さんのお役に立てるように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 主 事

今年度より農業委員会に異動になりました。峠館です。よろしくお願いいたします。

## 促進員

昨年より農業委員会にお世話になっております。山下と申します。よろしくお願いいたします。

## 事務職員

同じく昨年の10月からお世話になっております。寺畑と申します。よろしくお願いいたします。

## 臨時議長

ありがとうございました。

議事に入ります前に出席委員数の報告をいたします。本日の出席委員は9名中9名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは日程第1、仮議席の指定についてお諮りいたします。ただ今お座りいただいている席を仮議席に指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 臨時議長

異議なしと認め、ただ今の席を仮議席に指定いたします。

次に日程第2、会長の互選についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。大久保事務局長。

## 事務局長

任期満了による任命後の第1回総会におきまして、本委員会の代表である会長の互選をお願いするもので、農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は委員が互選した者をもって充てると規定されております。

互選の方法といたしましては、自薦及び他薦により候補者を選出し、候補者がお一人の場合は信任の可否を、候補者が複数人となる場合は選挙で決する方法が適当と思われます。以上でございます。

## 臨時議長

ただ今、事務局から会長の互選方法について説明がありました。質疑・ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

## 臨時議長

ないようですので初めに立候補者を募り、次に指名推薦により候補者を選出したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 臨時議長

異議なしと認め、会長の互選は初めに立候補者を募り、次に指名推薦により候補者を選出することに決定いたします。それでは会長に立候補される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

## 臨時議長

ないようですので次に推薦される方はいらっしゃいますか。久保委員。

## 仮6番(久保委員)

前回会長職務代理者をやりました門場委員を推薦いたします。

## 臨時議長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

## 臨時議長

ないようですので、先ほど久保委員会から推薦されました門場委員を会長に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## 臨時議長

異議なしと認め門場委員を会長に選任することに決定いたします。

それでは新会長からご挨拶をいただきまして、引き続き議長をお願いしたいと思います。私の臨時議長の職はここで退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(臨時議長退席)

(議長席へ移動)

## 会 長

明石委員大変ご苦勞様でした。さきほど久保委員から推薦を頂きまして皆さんから承認を頂きました。挨拶ということで今まで深澤会長と一緒にやってきたわけですがけれども、新しく入った4人の方々と、いままでやってきた5人の方と、先ほど町長がお話されてました農地を次の時代に残していくという使命を皆さんと一緒に力を合わせてやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

## 議 長（門場会長）

それでは引き続き議事を進行してまいります。

日程第3、会長職務代理者の互選についてお諮りします。会長の互選と同様に、自薦及び他薦により候補者を選出し、候補者がお一人の場合は信任に可否を、候補者が複数人となる場合は選挙で決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

異議なしと認め、会長職務代理者の互選は初めに立候補者を募り、次に指名推薦により候補者を選出することに決定いたします。それでは、会長職務代理者に立候補される方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

ないようですので、次に推薦される方はいらっしゃいますか。星野委員。

## 仮2番（星野委員）

久保淳さんを推薦したいと思います。よろしくをお願いします。

## 議 長（門場会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

ないようですので、先ほど星野委員から推薦されました久保委員を会長職務代理者に選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

異議なしと認め、久保委員を会長職務代理者に選任することに決定いたします。ここで新たに会長職務代理者に選任されました久保委員から一言ご挨拶を頂きます。

## 職務代理者（久保委員）

選任されました、久保です。4期目とは言ってもまだまだ分からないことがたくさんありますが、会長と委員の皆さんと協力しながら頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

## 議 長（門場会長）

次に日程第4、議席の指定及び担当区域の決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。和野補佐。

## 事務局（和野補佐）

はじめに、議席の指定及び担当区域（案）及び第2回以降の会場レイアウトを配布させていただきますのでお待ちいただきたいと思っております。2ページ目左側をご覧ください。議席の指定でございますが、葛巻町農業委員会会議規則第6条第1項で、委員の議席は委員の任期満了による任命後の最初の総会において会長が定めると規定されております。会長及び会長職務代理者を除いた農業委員と新たに委嘱する農地利用最適化推進委員が、地域推進班を編成し各地区の担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化を両委員が協力しながら推進していくことから、今までと同様に担当区域ごとにまとめて座る席順にしたいと考えております。

このことから、議席は会長を1番、会長職務代理者を2番、3番以降は総会資料の9ページ右側、葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則、別表の担当区域に記載されている中部A、中部B、江刈A、江刈B、西部、北部の順に農業委員の議席を指定し、議席後部に農地利用最適化推進委員の座席を設けたいと考えております。

先ほどお配りした、日程第4（案）及び第2回以降の総会会場レイアウトをご覧ください。この考え方で議席及び担当区域をあてはめると、1番の議席は門場会長、2番の議席は久保会長職務代理者で、お二人とも総括を担っていただくことから担当区域はございません。

次に各委員の住所地がある区域を基本にし、3番の議席は藤森委員で担当区域は中部A地区、4番の議席は明石委員で担当区域は中部B地区、5番の議席は折元委員で担当区域は江刈A地区、6番の議席は戸花委員で担当区域は江刈B地区、7番の議席は山本委員で担当区域は西部地区、8番の議席は星野委員、9番の議席は外平委員とし、お二人の担当区域は北部地区をお願いしたいと考えております。説明は以上でございます。

## 議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。ただいま事務局から説明があった（案）に対する質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

## 議 長（門場会長）

異議なしと認め採決に移ります。日程第4、議席の指定及び担当区域の決定については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

## 議 長（門場会長）

挙手全員です。よって日程第4、議席の指定及び担当区域の決定については原案のとおり決定いたします。それでは、席札をお持ちいただき指定された議席にご移動願います。

（移動・着席）

## 議 長（門場会長）

次に日程第5、議事録署名委員の指名を行います。葛巻町農業委員会会議規則第87条の規定により、3番藤森委員、4番明石委員のお二人を指名いたします。また、会議書記は事務局職員の大久保事務局長と和野補佐を指名いたします。

## 議 長（門場会長）

次に日程第6、会期の決定を行います。会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

## 議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

## 議 長（門場会長）

次に日程第7、農政小委員長及び農政小委員長代理の互選についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。和野補佐。

## 事務局（和野補佐）

議案書は7ページをご覧ください。小委員会についてご説明いたします。葛巻町農業委員会小委員会規則により、農地小委員会と農政小委員会の二つを置きそれぞれ定数及び構成、所掌事務、運営などについて規定されております。農地小委員会につきましては推進委員で構成されるため説明は省略いたします。

次に農政小委員会の定数は7人以内で、会長と会長職務代理者を除く農業委員で構成され、所掌事務は農業の経営改善や農業労働力に関することなど、農政全般を取り扱います。

それでは、規則第5条第1項をご覧ください。規定により小委員会には、小委員長と小委員長代理を置くこととされており、同条第2項により小委員会において互選することになっております。以上でございます。

## 議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時00分)

## 議 長（門場会長）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど開催された農政小委員会において、農政小委員長は8番星野委員、農政小委員長代理を3番藤森委員に決定いたしましたので報告いたします。

次に日程第8、議案第1号、葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。和野補佐。

## 事務局（和野補佐）

総会資料は8ページをご覧ください。この案件は、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農地利用最適化推進委員を委嘱することについて承認を求めるものでございます。法第19条の規定により、令和6年3月4日から4月2日まで募集を行いまして、1人の推薦と8人の応募がありました。

た。11名の定員に対し2名不足しましたので翌4月3日から4月16日まで応募の延長を行い、2人応募がございました。内容等は町のホームページ等で公表いたしました。

総会資料の9ページの別表をご覧ください。推進委員は区域を定めて募集することとされており、本町では体育振興会単位としているもので、募集人数は中部B地区が1名、それ以外の区域は2名ずつで、総勢11名でございます。

全担当区域とも定数と応募者数が同数という状況になっております。総会資料の9ページをご覧ください。

葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第4条の欠格事項への該当の有無につきましては、推進委員候補者の方々全員が該当していないことから応募要件を満たしていることをご報告いたします。総会資料は8ページに戻っていただきます。担当区域ごとに候補者の氏名を読み上げます。中部A地区は柳岡保雄さんと大蛇和彦さん、中部B地区は山崎義幸さん、江刈A地区は市村栄一さんと辰柳勝之さん江刈B地区は木戸場真紀子さんと中崎茂さん、西部地区は芳田聡さんと外山昭弘さん、北部地区は遠藤芳勝さんと端坂秋雄さんの合計11名で、住所、年齢、性別、職業などは記載のとおりです。なお決定の際は8月27日の第2回総会の席で委嘱状の交付を予定しております。以上でございます。

#### 議 長（門場会長）

この案件は人事案件でありますので、質疑を省略し、直ちに採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### 議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。第1号議案、葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱についてのうち1番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

#### 議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、第1号議案、葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱についてのうち1番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案2番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

#### 議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、同議案2番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案3番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

#### 議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、同議案3番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案4番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**議 長（門場会長）**

举手全員です。よって、同議案4番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案5番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（举手全員）

**議 長（門場会長）**

举手全員です。よって、同議案5番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案6番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（举手全員）

**議 長（門場会長）**

举手全員です。よって、同議案6番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案7番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（举手全員）

**議 長（門場会長）**

举手全員です。よって、同議案7番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案8番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（举手全員）

**議 長（門場会長）**

举手全員です。よって、同議案8番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案9番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（举手全員）

**議 長（門場会長）**

举手全員です。よって、同議案9番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案10番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（举手全員）

**議 長（門場会長）**

举手全員です。よって、同議案10番の案件は原案のとおり決定いたします。次に同議案11番の案件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（举手全員）

**議 長（門場会長）**

举手全員です。よって、同議案11番の案件は原案のとおり決定いたします。以上、第1号議案、葛巻町農地利用最適化推進委員の委嘱についてはすべて原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第1回総会を閉会いたします。